

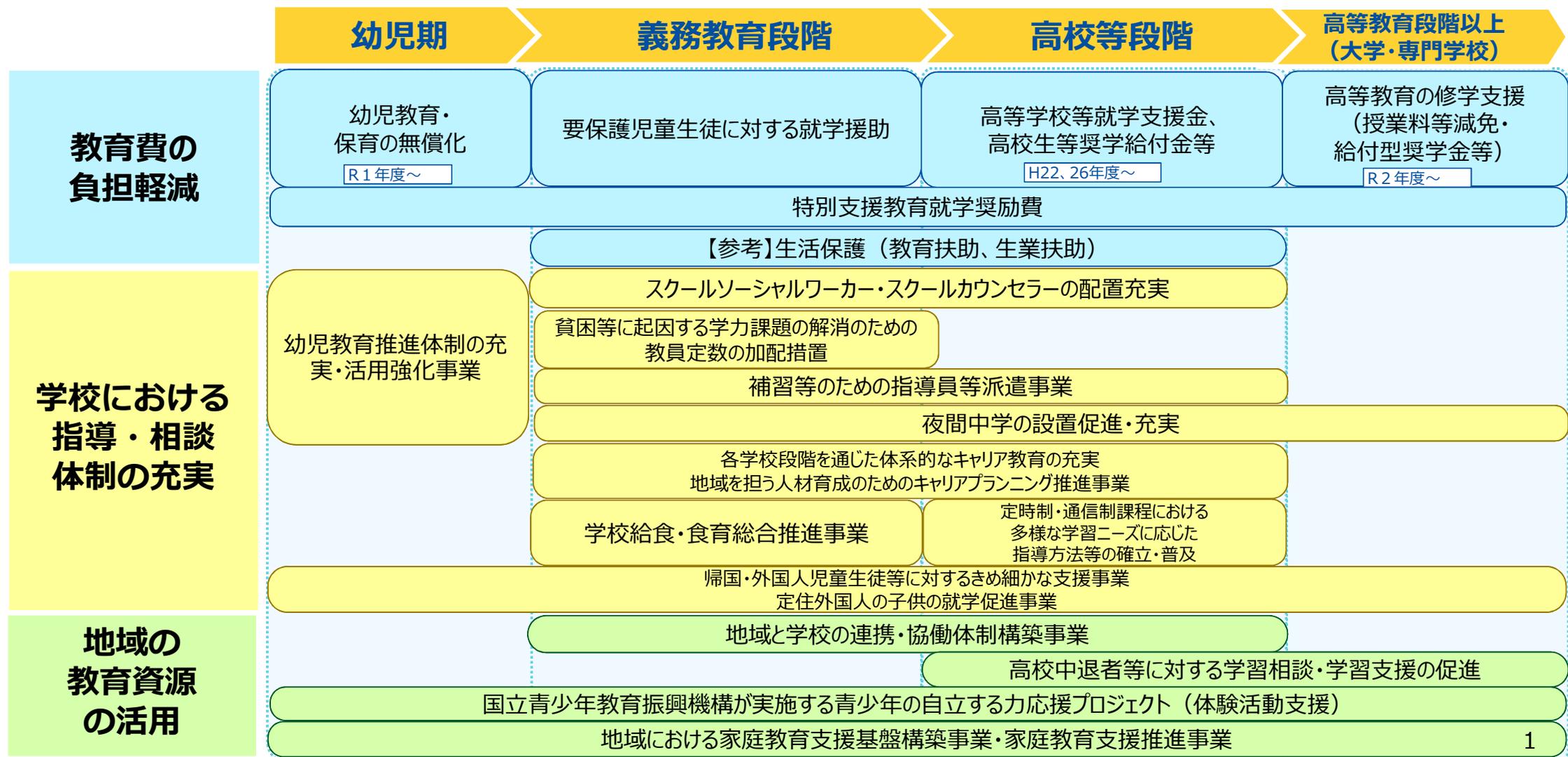
# 子供の貧困・シングルペアレンツ問題

令和2年 11月12日（木）、13日（金）

# 文部科学省における子供の貧困対策の総合的な推進



幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育支援で希望する質の高い教育を受けられる社会を実現



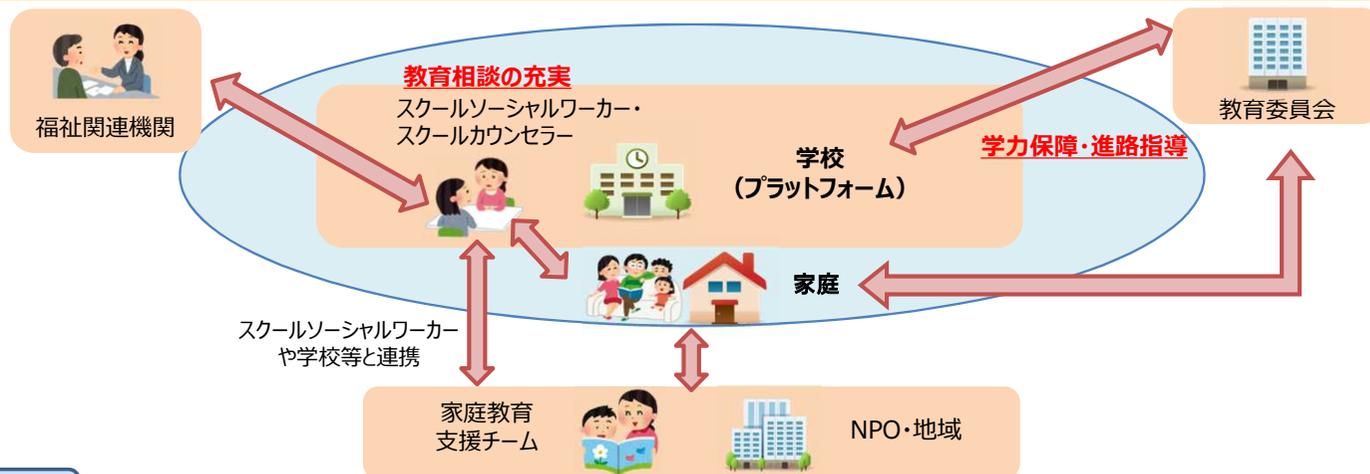
# 文部科学省における子供の貧困対策の推進（令和2年度予算等）

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



# 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。



※ ( ) 内は、令和元年度

## 学校教育における学力保障・進路支援

- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置 【令和2年度 350人 (300人)】
- 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及 (高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究) 【令和2年度予算額：55百万円の内数 (130百万円の内数)】

## 教育相談の充実

※ ( ) 内は、令和元年度予算額

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実 【令和2年度予算額：67億円 (65億円)】

### ① 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実

- 全中学校区 (10,000校) への配置
- 貧困対策のための重点配置 等

### ② 心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置充実

- 全公立小中学校 (27,500校) への配置
- 貧困対策のための重点配置 等

# 地域の教育資源を活用した子供の貧困対策の推進

家庭の社会経済的背景（家庭所得、両親の学歴に基づく指標）と児童生徒の学力には相関関係があり、同背景が高い児童生徒ほど正答率が高いところ、

- 不利な環境を克服している児童生徒は、
  - ・ 放課後・土曜日に勉強や読書をして過ごす
  - ・ 学校の宿題・学校の授業の復習をする
 等の特徴が見られ、
- また、その保護者は、
  - ・ 規則的な生活習慣を整える働きかけを行う
  - ・ 文字に親しむよう促す
  - ・ 一緒に社会教育施設に行く頻度が高い
  - ・ P T A 活動や保護者会等を通じて学校の教育活動に参加する
 等の特徴が見られる。

（出典）文部科学省委託調査研究 平成30年度お茶の水女子大学委託研究報告書



⇒ 地域の多様な資源による子供の貧困対策が重要

## 学習支援

### ■ 地域と学校の連携・協働体制構築事業

【令和2年度予算額：67億円(59億円)】

家庭での学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を含む全ての小・中・高校生を対象に、地域学校協働活動の一環として、大学生や元教員等の地域住民の協力による、原則無料の学習支援等を実施。

### ■ 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

【令和2年度予算額：69百万円(23百万円)】

高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施。

## 自然体験活動等の推進

### ■ 青少年の「自立する」力応援プロジェクト（国立青少年教育振興機構）

生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」事業による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施。

## 家庭教育支援

※（）内は、令和元年度予算額

### ■ 地域における家庭教育支援基盤構築事業

【令和2年度予算額：75百万円(73百万円)】

地域人材等を活用した家庭教育の支援体制の構築、保護者への学習機会の提供や相談対応・情報提供、支援が届きにくい家庭への対応など地域における家庭教育支援の取組を支援。

### ■ 家庭教育支援推進事業

【令和2年度予算額：13百万円(14百万円)】

家庭教育支援の更なる充実に向けて、家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援体制の整備に向けた実践検証を実施。

# 參考資料

# 幼児教育・保育の無償化の概要

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

# 要保護児童生徒援助費補助金

令和2年度予算額  
(前年度予算額)

626百万円  
669百万円



文部科学省

## 背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行う**こととされている。



## 目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



## 事業内容

### 【要保護者への就学援助】(平成30年度 約11万人)

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(就学援助法)「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。  
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

◆国庫補助率：1/2(予算の範囲内)

◆令和2年度予算：

・中学校の「新入学児童生徒学用品費等」の**単価引き上げ**

57,400円 → 60,000円(+2,600円)

・学用品費等について消費税増税を踏まえた**単価引き上げ**

・新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業及び段階的 school 再開期において、子供たちの学びを保障できるよう、**オンライン学習通信費(単価：1万円)を補助対象費目に追加**(令和2年6月改正)



### 【準要保護者への就学援助】(平成30年度 約126万人)

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、  
期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

# 私立高等学校授業料の実質無償化（高等学校等就学支援金）

令和2年度予算額 424,795百万円  
 (前年度予算額 370,894百万円)



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



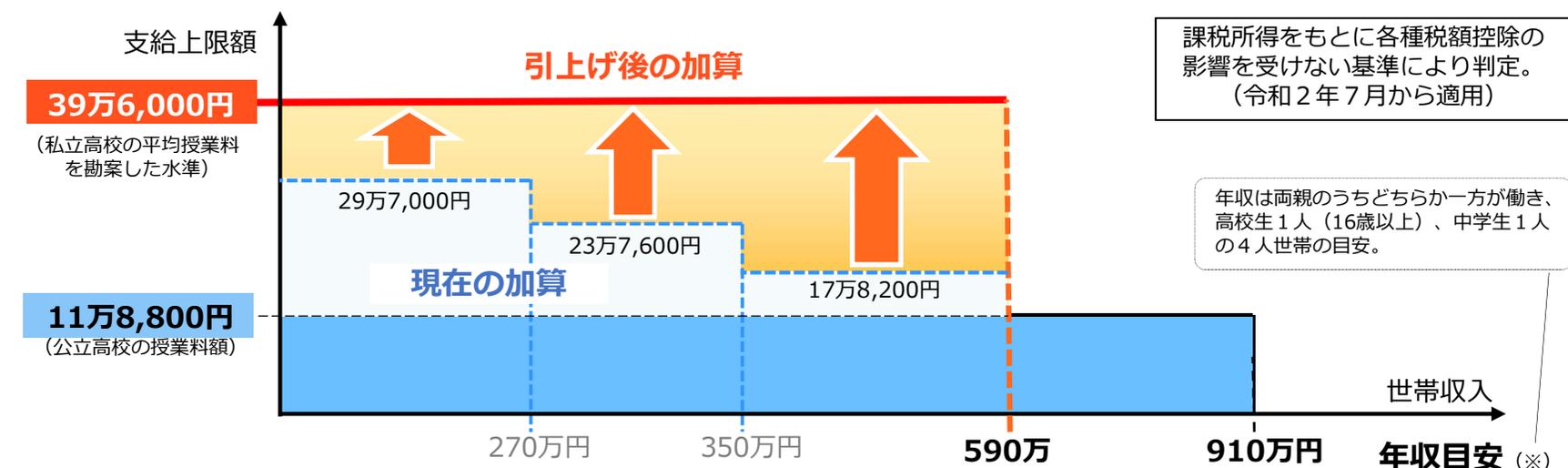
## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（39万6,000円）まで引き上げるにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。
  - < 対象となる学校種 >  
 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

### 令和2年4月からの実施内容



※私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円  
 ※国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和2年度予算額 13,610百万円  
 (前年度予算額 13,931百万円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
 ※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 令和2年度予算
  - ・ 非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（教科外活動費の増 国公立：+1,300円 私立：+5,000円）
  - ・ 専攻科に通う生徒への支援（新規）

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円 ↓(+1,300円) 84,000円	98,500円 ↓(+5,000円) 103,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円	138,000円
非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円
生活保護・非課税世帯 専攻科	36,500円	38,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

「第1子」の給付額の推移



## 成果、事業を実施して期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高等教育の修学支援の着実な実施

令和2年度予算額 5,823億円 ※内閣府計上予算含む  
(前年度予算額 1,029億円)



## <令和2年度予算>

### 事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（内閣府計上）**する。  
また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

### 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：4,882億円（新規）

- 【対象の学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【対象の学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等  
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)
- 【財源】 消費税率引上げによる財源を活用  
(少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

#### 個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

#### 機関要件

- (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

#### 授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。  
(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

#### 給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

- (既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

- 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。  
(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

### 無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金：941億円（一般会計分）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万8千人	83万3千人
事業費	3,114億円(601億円減) ※高等教育の修学支援新制度の対象学生等には無利子奨学金の併給調整を実施	7,327億円(565億円増)
うち一般会計等	政府貸付金(一般会計) 941億円 財政融資資金 123億円	財政融資資金 6,462億円
貸与月額	学生等が選択(私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択(大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
(令和2年度採用者)	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合)
		一定年収(700~1,290万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和元年11月貸与終了者) 利率見直し 0.003% 利率固定 0.143%

# 特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

令和2年度予算額  
（前年度予算額

12,397百万円  
12,164百万円）



## 事業概要

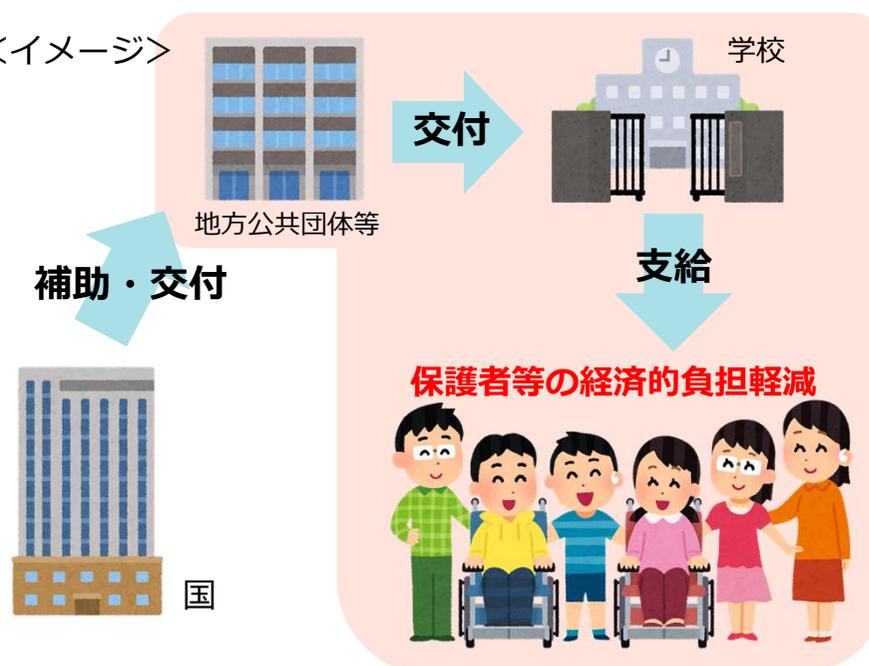
特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経費の一部を援助する。

## 補助対象費目

- 教科用図書購入費
- 学校給食費
- 通学又は帰省に要する交通費
- 寄宿舍居住に伴う経費
- 修学旅行費
- 学用品費

等

<イメージ>



## 補助率

- 特別支援教育就学奨励費負担金・補助金（地方自治体）・・・国 1 / 2
- 特別支援教育就学奨励費交付金（国立大学法人）・・・国 10 / 10

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



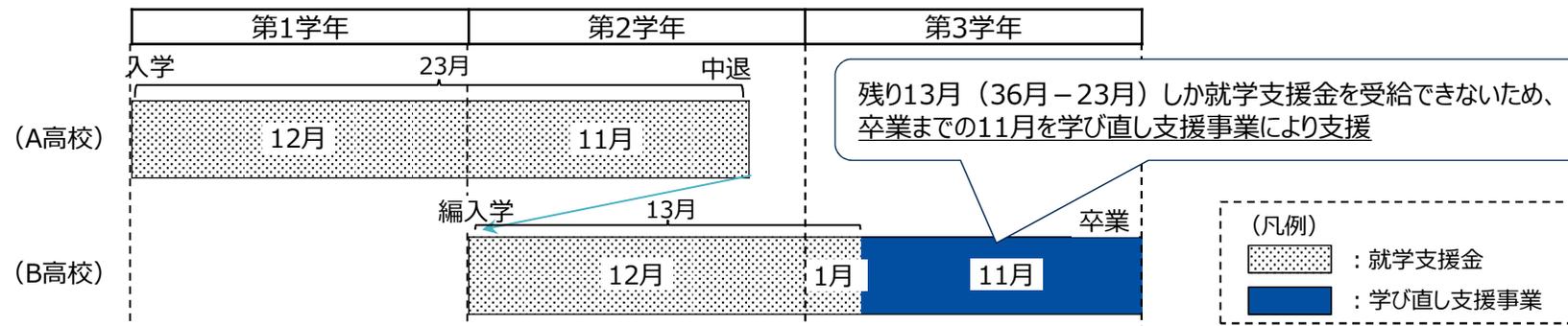
## 目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料に係る支援金（118,800円）を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助（補助率：10/10）。
- ◆ 年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給。対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度と同様。
- ◆ 令和2年度予算
  - 支給上限額の拡充（令和2年4月から実施）  
私立高校等に通う生徒の支給上限額（297,000円）を年収590万円未満世帯まで拡充（現行は年収270万円未満世帯まで）。
  - 判定基準の見直し（令和2年7月から実施）  
地方税の所得割額から、課税所得をもとに各種税額控除の影響を受けない基準により判定。
  - 定時制・通信制以外の高校等の支給期間の見直し  
これまでの支給の実態を踏まえ、定時制・通信制以外の高校等における支給期間を見直す（2年→1年）。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



※修業年限を超過した者は支給対象としない。

# 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

令和2年度予算額 190百万円  
(前年度予算額 148百万円)



文部科学省

## 地方公共団体の体制に関する現状と課題

背景

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
  - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
  - ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄  
幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

## 幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

## 事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

## 主な補助内容：

体制の充実

- ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成

体制活用のための人材育成方針

- ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用  
保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など

体制の活用

- ・ 研修支援、幼小接続の推進  
保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など

域内全体への波及

- ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り  
都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

## 主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
  - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
  - ※ 事業開始翌年度からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

# 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

令和2年度予算額

1兆5,221億円 (21億円増)

(前年度予算額 1兆5,200億円)



文部科学省

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数**+3,726人**を改善（振替2,000人を除く改善は+1,726人）  
学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現（令和元年度予算は+1,456人）

・教職員定数の改善	+ 82億円 (+3,726人)	・教職員配置の見直し	▲43億円 (▲2,000人)	・人事院勧告による給与改定	+ 72億円
・教職員定数の自然減等	▲ 86億円 (▲3,925人)	・教職員の若返り等による給与減	▲ 4億円	計 対前年度	+21億円

## 学校における働き方改革 計 +3,341人

## 複雑化・困難化する教育課題への対応 (再掲除く) 計 +385人

### 加配定数 +3,411人

#### 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

(※) 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上のための加配定数の活用にあたっては、在校等時間の客観的な把握が確実になされていることが必要。

#### ◆小学校専科指導の充実 +3,201人

##### ・小学校英語専科指導のための加配定数 +1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

- (※1) 専科指導教員の英語力に関する要件①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手(A.L.T)の経験者、③CEFR\* B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

\*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠  
(注)：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつて一定以上の英語力(CEFR B2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

##### ・義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,201人

専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む複数の学校(「学園」)を支援。

(※) 指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。(2年間で段階的に実施)

#### ◆中学校における生徒指導や支援体制の強化 + 100人

中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

### 学校運営体制の強化

#### ◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員) + 20人

#### ◆主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 + 20人

### 基礎定数 +315人

#### 教育課題への対応のための基礎定数化関連

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減) +315人

#### ◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +426人

#### ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 79人

#### ◆初任者研修体制の充実 + 39人

#### ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲229人

#### ◆いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 (再掲) +100人

#### ◆貧困等に起因する学力課題の解消 + 50人

#### ◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等) + 20人

#### ◆子供が切磋琢磨できる学習環境の整備 (再掲) +201人

現在、中央教育審議会で、小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討が行われており、これらの検討については、令和元年度中に方向性を、令和2年度には答申をいただいた上で、教師の勤務実態状況調査を実施することとなる令和4年度以降に必要な制度改正が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしている。令和3年度においては、「義務教育9年間を見通した指導体制への支援」のための令和2年度予算の効果を検証し、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備の観点を含め、その検証結果を上記の制度改正に反映する。

# 学校給食・食育総合推進事業

令和2年度予算額  
(前年度予算額)

81百万円  
107百万円)



**背景** 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。

**課題** 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。

**事業概要** 学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

## 委託事業 57百万円 (83百万円)

### MENU 1 : 社会的課題に対応するための学校給食の活用事業



(目的)  
●食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

(内容)  
○地産地消の推進  
学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。  
○食品ロスの削減  
学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。  
○伝統的食文化の継承  
学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

### MENU 2 : つながる食育推進事業



(目的)  
●家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。  
●栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

(内容)  
○望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を行う。  
○学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。  
○新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。

**効果検証**  
効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効果等について実証データを用いて分析・検証する。

## 学校給食の現代的課題に関する調査研究 25百万円 (24百万円)

(目的)  
●学校給食の質の維持・向上のための調査研究等を行う。

(内容)  
○学校給食の衛生管理等に関する調査研究  
各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。  
また、衛生管理に関する学識経験者による調査研究協力者会議を開催し、衛生管理の改善に向けた方策について検討を行う。  
○学校給食栄養報告の調査  
学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食育推進基本計画の目標値に掲げられている学校給食における地場産物使用割合や国産食材の使用割合に関する調査を実施する。

目標とする成果 各地域において有効な手法を確立し、継続して実施

各地域の事業の成果を基に有効な取組や手法を全国へ普及

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の増加





高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

## 高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

### 高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

- ◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究  
「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。
- ◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究  
「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。
- ◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実  
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

### 多様性への対応に関する調査研究

- ◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究  
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。
- ◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及  
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

## 広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度予算額 6,671百万円  
(前年度予算額 6,460百万円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



## スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

### 補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



### 求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）  
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

### 基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）

### 重点配置等

#### いじめ 不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

#### 虐待 貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

#### 質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（新規）

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）  
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**（新規）

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（←47人）

# 学力向上を目的とした学校教育活動支援

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額 32億円  
(前年度予算額 31億円)



## 事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援  
(7,700人→**8,000人** (+300人)に拡充)

(例)

<h3>児童生徒の学習サポート</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>補習や発展的な学習への対応</li> <li>外国人児童生徒等の学力向上への取組</li> <li>地域の教育資源を活用した学習活動の支援 (総合的な学習の時間、学校外学習)</li> </ul>	<h3>学校生活適応への支援</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校・中途退学への対応</li> <li>いじめへの対応</li> </ul>
<h3>進路指導・キャリア教育</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア教育支援</li> <li>就職支援</li> </ul>	<h3>教師の指導力向上等</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>校長経験者による若手教員への授業指導</li> <li>子供の体験活動の実施への支援</li> </ul>

## 想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

## 実施主体

都道府県・指定都市 国1/3 都道府県・指定都市2/3

## 負担割合

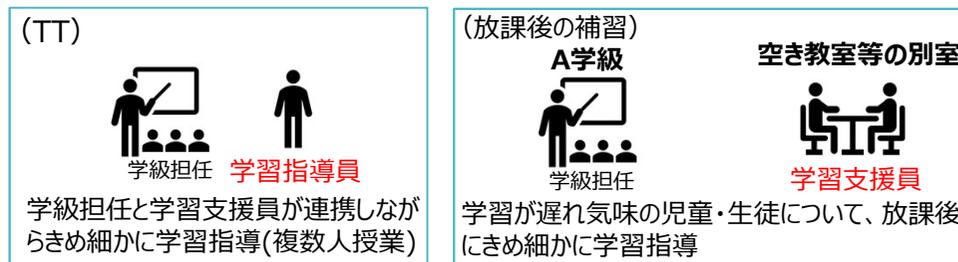
## 補助対象経費

報酬、期末手当、諸謝金、交通費・旅費、補助金・委託費 等

※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を新たに措置  
※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

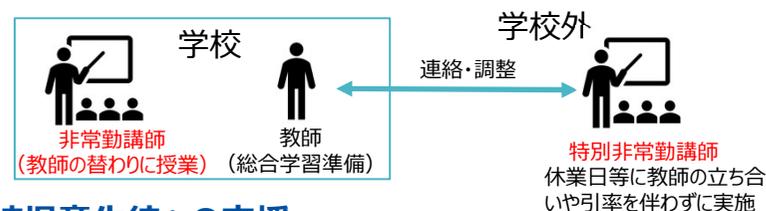
## 活用イメージ

**1** **学力向上のための学習支援**  
TT (チームティーチング) や放課後の補習等、きめ細かな学習指導により児童生徒の学力向上を支援



**2** **専門性を持った外部講師の活用**  
●地域の教育資源の活用等による体験活動や専門家による出前授業等を通じた多様な学習活動の充実  
●英語の授業等における英語が堪能な地域人材等の活用

**3** **「総合的な学習の時間」の学校外学習**  
担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替する非常勤講師の配置や、地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



**4** **不登校児童生徒への支援**  
●家庭連絡や家庭訪問等のきめ細かい対応を通じ、継続的に児童生徒と関わることで、不登校児童生徒を支援  
●学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への別室での指導



## 背景

- 臨時休業や感染症対策等に伴う影響は、学年末の未指導分の補習をはじめ、感染拡大防止に配慮した行事の延期等に伴う時間割の大幅変更、行事の見直し、生活リズム等が乱れた個々の子供のケアなど、学校運営における長期に渡る影響が続く見込み。
- 特に臨時休業明けは、休業中の未指導分の補習等の実施や感染拡大防止策として「3密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避けるための環境づくり等のために、学習指導員など教師に加えて学校教育活動を支援する人手が必要となる見込み。

## 臨時休業中の未指導分の補習など

# 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な学習指導員等を追加配置

### 事業内容

臨時休業中に授業ができなかった未指導分の補習の実施等、感染症対策のために必要な学習指導員等の配置に要する費用の1/3以内を補助

### 活用イメージ例



朝時間や放課後、土曜日等を活用しながら補習等を実施するための学習指導員等を配置

### 対象校種

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

### 想定人材

退職教職員や教師志望の大学生等

### 実施主体

都道府県・指定都市

### 負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

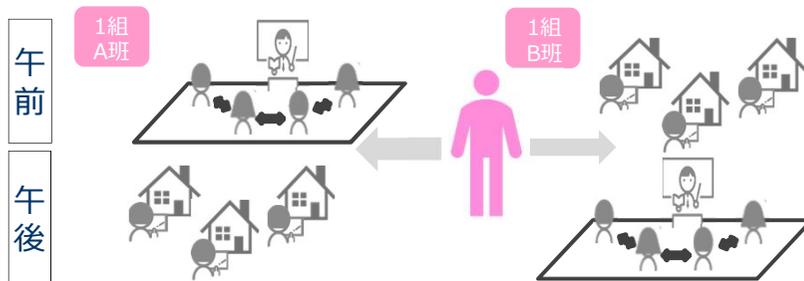
※地方負担分は、地方創生臨時交付金により全額充当



学校再開にあたって3密を避けるための環境づくり等、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供の学びの保障を徹底的にサポートするため、学校教育活動を支援する人手が必要。このため、令和2年度第1次補正予算に引き続き、

## 学習指導員を大規模追加配置(61,200人)

学級をグループに分けた分散登校時などの際、**家庭学習の準備**・**提出物の採点**、**授業準備の補助**、複数による**TT指導**(team-teaching)など、学級担任をサポート



内容の定着が不十分な児童生徒に対して個別にきめ細かにフォローできるよう、複数による**TT指導**(team-teaching)実施のために配置

授業の進度や内容の充実度などに応じて、きめ細かく個別にフォローに入ります。また、特別な配慮が必要な子供たちのケアもしていきます。



TT指導

習熟度にばらつきが出やすい教科等について、感染症対策も兼ねて**習熟度別学習**を実施するために配置



※教育課程内の授業を単独で学習指導員が行う場合は教員免許状が必要。

### 活用イメージ (例)

内容の定着が不十分な児童生徒に対して、放課後や長期休業中などを活用した**補習授業**等を実施するために配置



対象校種	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校	実施主体	都道府県 政令指定都市
想定人材	退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材	補助割合	国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3 ※地方負担分は、地方創生臨時交付金により全額措置予定
資格要件	自治体の定めによるが、教員免許状は必須ではない。 (教育課程内の授業を単独で行う場合等は、教員免許状は必要)	補助対象経費	報酬、期末手当、報償費、交通費・旅費 補助金・委託費

# 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和2年度予算額 30百万円  
(前年度予算額 32百万円)



## 事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

## 取組内容

### 1. キャリア教育の普及・啓発

3百万円(1百万円)

#### ◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体の表彰等を行う。



### 2. キャリア教育推進体制の構築

27百万円(28百万円)

#### ◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

2百万円(2百万円)

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

#### ◆小・中学校等における起業体験推進事業

16百万円(17百万円)

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

【委託先：都道府県教育委員会等、10地域】

#### ◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)】

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

【補助対象：都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数：15人】

※前年度限りの経費：「子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用(2百万円)」  
※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

## 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.5%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、60.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

### ◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・  
中核市

補助率： 1/3

### 【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

### ◆定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

### 【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

# 夜間中学の設置促進・充実

令和2年度予算額 75百万円  
(前年度予算額 46百万円)



## 背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校、令和2年度に1校新設され、現在、全国10都府県28市区に34校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。



## 目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

### ● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、設置準備を行う2年間は4,000千円、開設後3年間は2,500千円を上限に補助（補助率1/3）

### ◆ 夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

## 夜間中学の教育活動の充実

### ● 夜間中学における教育活動充実（委託）

10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆ は文部科学省が直接執行する予算を表す。

事業を実施して、期待される効果

- ⇒ 夜間中学のない地域における設置
- ⇒ 協議会等が設置されていない地域への設置
- ⇒ 既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

## 国立青少年教育振興機構における子供の貧困対策に係る取組について — 青少年の「自立する」力 応援プロジェクト —

### 背景

近年、我が国においても「子供の貧困」が社会問題となっており、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。この大綱においても、福祉とともに子どもの教育の充実が取り上げられ、自立に向けた基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動の充実等が指摘されている。

### 課題に対応

### 取組

「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「体験の風をおこそう」運動を推進するとともに、機構としても次の施策に取り組む

#### 「生活・自立支援キャンプ」 の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、平成26年度より国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施する。

令和元年度実績：54事業（参加者1,598人）

生活習慣や自立的行動習慣の定着

#### 「子どもゆめ基金」 による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、平成27年度以降支援の対象とする。

令和元年度実績：132事業（参加者6,281人）

体験活動等への参加に係る  
経済的負担の軽減

UP !

青少年の自立する力

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和2年度予算額

75百万円

(前年度予算額)

73百万円)



文部科学省

## 背景

- **核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化**  
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- **身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会**  
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- **児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加**  
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,838件(H30) (H11年度に比べて、約13.7倍) 〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

## 地域人材の養成

### 家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団

体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画

(例)



中核的人材の養成

## 家庭教育支援体制の構築

### 家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

### 家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化  
【チーム構成員の例】  
子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、保健師等

## 家庭教育を支援する取組

### 保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

### 親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

### 相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

## 支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）

- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施

- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施  
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

# 家庭教育支援推進事業

令和2年度予算額 13百万円  
(前年度予算額 14百万円)



## 背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化  
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がいない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会  
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性  
〔中央教育審議会答申（平成31年1月）〕

## 家庭教育支援のための検討委員会等の実施

- 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性
- 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性

- 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握
- 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討

## 教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（委託事業）

- 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向
- 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性

- 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備

### 教育・福祉連携プラットフォーム



普及啓発・全国展開

## 全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定



## 地域の実情に応じた効果的な家庭教育支援の推進

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (旧 地域学校協働活動推進事業)

令和2年度予算額 6,737百万円  
 (前年度予算額 5,924百万円)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

<b>目標</b>	2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。
<b>事業内容</b>	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「 <b>コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)</b> 」と「 <b>地域学校協働活動</b> 」を <b>一体的に推進</b> するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「 <b>地域学校協働活動推進員</b> 」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 <b>地域学校協働本部</b> 」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、 <b>社会全体の教育力の向上及び地域の活性化</b> を図る。
<b>補助要件</b>	①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること ②地域学校協働活動推進員を配置すること
<b>補助対象</b>	<b>学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化</b> ① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動 ② 地域における学習支援・体験活動

**概要**

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施

## 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

**多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。**

**【重点的に補助を行う地域学校協働活動】**

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
  - 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
    - ① 登下校に関する対応
    - ② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
    - ③ 児童生徒の休み時間における対応
    - ④ 校内清掃
    - ⑤ 部活動
- 地域における学習支援・体験活動 (放課後等における学習支援活動等)

# 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

令和2年度予定額 69百万円  
 (前年度予算額 23百万円)

## 現状・課題

### 現状

20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約5%に相当する。

高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。（約8割）

### 課題

高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の捕捉が行われておらず、支援体制も組めていない。

また、多くの地方公共団体は、課題を認識しつつも、**ノウハウ**や**予算確保が困難**などにより、対応ができていない。

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）  
 「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」  
 （第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 ②初等中等改革等）

■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）  
 ③高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

## 事業概要

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施する。

### ①地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業 【補助事業】 47百万円（新規）

#### 各地方公共団体における支援体制の構築等を支援

- 地方公共団体を中心となって、地域住民・企業・民間団体等との連携体制を構築し、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤整備を支援するとともに、全国的な取組の推進を図る。

（「学校を核とした地域力強化プラン」の中で実施。）

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

【実施主体】主に市町村

【箇所数・単価】 47都道府県×@2,992千円

### ②学びを通じたステップアップ支援促進事業 【委託事業】 23百万円（23百万円）

#### I. 訪問型支援（アウトリーチ）の活用

- 高校中退者の置かれている様々な事情に寄り添った支援を行うため、学習相談員が高校中退者宅を訪問し、共感的に話を聞きながら学習相談を進めるアウトリーチの手法を活用した支援を行うための研修会の開催や、個に応じた相談、支援を行う。

【実施主体】都道府県・市町村・民間団体（NPO等）

#### II. ICTを活用した学習支援

- 地域の学習支援施設における支援に参加することが困難なケースや集団の場での学習に負担を感じるケースに対応するため、補助的な支援ツールとして、メール、SNS等を活用した学習相談や学習支援を行う。

【箇所数・単価】 5箇所×@4,354千円

